

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	こども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、こども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	桶川市こども医療費支給条例(昭和48年条例第15号)に基づき、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・受給資格認定請求の受理、審査又は請求及びその応答に関する事務 ・受給資格内容等変更届の受理又は審査及びその応答に関する事務 ・支給申請書(償還払)の受理又は審査 ・関係機関への閲覧、提供又は報告 ・PMH(Public Medical Hub)を活用した情報連携に係るこども医療費の支給に関する事務
③システムの名称	医療助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、PMH(Public Medical Hub)
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル、児童ファイル、加入保険ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第2項 桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の10の項、別表第2の11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公関係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子ども未来課 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業は住登外者の情報照会等、多くはないが、その際は複数の職員にて照会内容等の確認を行うこととなっており、リスク対策は十分であると判断できる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携をした際の担当者を記録しておく、また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリの保管は施錠できる棚に保管することで、権限のあるもの以外の手に触れないようにしており、情報漏洩について十分対策していると判断できる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	公表日	令和6年7月10日	令和7年10月23日	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	桶川市こども医療費支給条例(昭和48年条例第15号)に基づき、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・受給資格認定請求の受理、審査又は請求及びその応答に関する事務 ・受給資格内容等変更届の受理又は審査及びその応答に関する事務 ・支給申請書(償還払)の受理又は審査 ・関係機関への閲覧、提供又は報告	桶川市こども医療費支給条例(昭和48年条例第15号)に基づき、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を助成している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・受給資格認定請求の受理、審査又は請求及びその応答に関する事務 ・受給資格内容等変更届の受理又は審査及びその応答に関する事務 ・支給申請書(償還払)の受理又は審査 ・関係機関への閲覧、提供又は報告 ・PMH(Public Medical Hub)を活用した情報連携に係るこども医療費の支給に関する事務	事前	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療助成ファイル、団体内統合宛名システム、中間サーバー	医療助成ファイル、団体内統合宛名システム、中間サーバー、PMH(Public Medical Hub)	事前	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV-8. リスク対策 人手を介在させる作業	なし	<p>リスク対策 十分である</p> <p>判断の根拠 人手を介在させる作業は住登外者の情報照会等、多くはないが、その際は複数の職員にて照会内容等の確認を行うこととなっており、リスク対策は十分であると判断できる。</p>	事後	評価書の様式変更
令和7年10月31日	IV-11. リスク対策最も優先度が高いと考えられる対策	なし	<p>最も優先度が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>対策は十分か 十分である</p> <p>判断の根拠 情報連携をした際の担当者を記録しておく、また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリの保管は施錠できる棚に保管することで、権限のあるもの以外の手に触れないようにしており、情報漏洩について十分対策していると判断できる。</p>	事後	評価書の様式変更